

国立国会図書館職員苦情処理規程第二条にいう「処分若しくは取扱」の解釈について

(昭和三十三年六月三日決定)

国立国会図書館職員苦情処理規程第二条にいう「処分若しくは取扱」とは、「降任」、「休職」、「免職」等が特定の個人に対する具体的な処分であると同様特定の個人に対する具体的な処分若しくは取扱を意味するものである。

「取扱」の中には積極的行為による取扱の外不作為による取扱も含まれるものと解すべきであるが、不作為による取扱もまた特定の個人に対する取扱であるという点については差異はない。

たとえば、一般的に設定された基準に達しないため昇給又は昇格されなかつたというような場合、たとえ不作為による取扱があつたと解しようとしても特定の個人に対して行われたものでないという点でこの苦情処理規程の対象の範囲外であるといわなければならぬ。なお、この場合は、他の条件である「著しい不利益」という点に關しても利益不利益を比較する対象がないという意味で「著しい不利益」は存在しないといふ。結局かゝる場合は、一般的基準に不満をいだくものであるが、この不満に対する救済は、上司を通じて館議にはかるとか職員組合を通じて当局と交渉するとかの方法によるべきで、この苦情処理規程とは無関係である。